

別添2

契約事務細則（抄）

（目的）

第1条 この細則は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「この法人」という。）が締結する役務請負付託及び業務外注（請負付託又は委託）に係る契約（資金管理業務に係るものを除く。）に関する取扱手続を定め、契約事務における透明性を確保するとともに、その的確かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この細則において、「一般競争」とは、公告して申込みをさせることにより競争に付することを、「指名競争」とは、指名して申込みをさせることにより競争に付することを、「プロポーザル評価」とは、技術提案書を提出させることにより競争に付することをいう。

（契約方式）

第3条 役務請負付託及び業務外注（請負付託又は委託）の契約方式は、次のとおりとする。

- 一 一般競争契約
- 二 指名競争契約
- 三 公募型プロポーザル評価契約
- 四 指名型プロポーザル評価契約
- 五 随意契約

（プロポーザル評価契約の要件）

第4条 契約箇所は、契約の性質又は目的により価格競争のみにより契約先を決定することができないと認められる場合（次項において「プロポーザル評価契約の要件」という。）においては、公募型プロポーザル評価契約によることができる。

- 2 プロポーザル評価契約の要件に該当する場合であって、かつ次の各号の一に該当する場合においては、指名型プロポーザル評価契約によることができる。
 - 一 契約の性質又は目的から公募型プロポーザル評価契約によることが適当でないとき。
 - 二 緊急の必要により公募型プロポーザル評価契約によることが困難なとき。
 - 三 公募型プロポーザル評価契約によることが不利と認められるとき。
 - 四 1件の契約予定額が1,000万円を超えないとき。

（資格者の登録）

第5条 契約箇所は、指名競争契約又は指名型プロポーザル評価契約に係る競争に参加する者について、工事、製造等別に定める契約の種類ごとに、別に定める基準により、定期的にその資格を有する者を登録する登録業者名簿を作成するものとする。

- 2 前項の資格を有する者に対する指名停止等に関して必要な事項は、別に定める。

第6条以下 略